役員慶弔見舞金規程

（会 社 名）

第１条　　（目　的）

　　　　　この規程は役員に慶弔の事由が発生したときの慶弔金及び見舞金の支給について

 定める。

第２条　　（適用範囲）

　　　　　この規程は、常勤の取締役及び監査役に適用する。

 また、役員退職慰労金規程第 条に定める退職事由（死亡退職）とは別に、本規

 程により支給する。

第３条　　（支給事項の範囲）

　　　　　慶弔金及び見舞金を支給する場合は次のとおりとする。

１．本人の結婚

 ２．子女の結婚

1. 本人または配偶者の出産
2. 子女等の入学

 ５．本人の業務上の事故等による死亡

 ６．本人の業務外の事由による死亡

1. 家族の死亡
2. 本人が傷病のため休務したとき
3. 家族が傷病のため入院したとき（2週間以上）

 10．本人の住居が被災したとき

 11．その他必要と認められたとき

第４条　　（届出義務）

　　　　　第３条により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する

 書類を添付または掲示し、取締役会に届け出ることを要する。

第５条　　（受給資格）

　　　　　この規程の適用は満６ケ月以上在籍する役員に限るものとし、非常勤役員、嘱託

 役員には該当しない。

第６条 　（結婚祝金）

 １．本人の結婚

 役員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。但し、再婚の場合は半額とする。

 50,000円

 ２．子女の結婚

 但し、これは初婚の場合に限る。

 30,000円

第７条　　（出産祝金）

　　　　　役員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

 但し、多子の出生は１件とみなし、死産もしくは出産後７日以内の死亡について

 は弔慰金を支給する。

第８条 （入学祝金）

 役員の子女、若しくは初孫（内孫、外孫あるときは内孫を優先する）が入学する場

 合、次の区分に従い入学祝金を支給する。

 小学校入学の場合 100,000円

 中学校入学の場合 150,000円

 高等学校入学の場合 200,000円

 専門学校大学入学の場合 250,000円

第９条　　（弔慰金）

 役員が死亡した場合、退職慰労金の他に、会社が適当と認められる遺族に対して、

 次の弔慰金を支給する。

1. 業務上の事故等による死亡の場合

取締役 報酬月額の3年分

監査役 報酬月額の1年分

1. 業務外の事由による死亡の場合

代表取締役社長 報酬月額の5月分

代表取締役会長 報酬月額の6月分

取締役会長 報酬月額の5月分

専務取締役 報酬月額の5月分

常務取締役 報酬月額の4月分

取締役 報酬月額の3月分

監査役 報酬月額の1月分

1. 報酬月額とは、名目の如何を問わず、毎月決まって支給されるものの総額をいう。

 ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人給与を含むものとする。

第１０条　　（家族の死亡）

　　　　　役員の家族の死亡については、次の弔慰金を支給する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対 象 家 族 | 弔 慰 金 額 |  |
|  | 配 偶 者 |  350,000円 |  |
|  | 子 女 |  250,000円 |  |
|  | 本 人 の 父 母 | 200,000円 |  |
|  | 配 偶 者 の 父 母 | 150,000円 |  |
|  | 同 居 の 義 父 母 | 100,000円 |  |
|  | 祖父母又は兄弟姉妹 | 50,000円 |  |
|  | 同居の扶養親族 |  30,000円 |  |
|  | 上記以外の４親等親族 ２親等姻族 | 20,000円 |  |

第１１条　　（供花等）

　　　　　第9条および第10条に該当する場合は、弔慰金の他に、供花を供える。

第１２条 （傷病見舞金）

 役員が傷病の為に休務したときは、次のように見舞金を支給する。

 １．傷病日数が引続き１５日以上３０日未満 150,000円

 ２．傷病日数が引続き３０日を超える場合１ヵ月につき 100,000円

 ３．傷病日数が１５日未満であっても入院し手術処置を受けねばならない場合

 は前記１号に準ずる。

 ４．傷害を被った場合には傷害事業保険の定める医療保険給付金を支給する。

 ５．障害により後遺障害を受けた場合は、傷害事業保険の定める後遺障害保険給

 付金を支給する。

第１３条 （家族傷病見舞金）

 役員の家族が傷病の為２週間以上入院した場合は、見舞金として100,000円を支給

 する。

第１４条　　（被災見舞金）

　　　　　役員が火災、風水害、震災、天変地変その他不慮の災害により、自己が居住して

 いる家屋及び家財が被災し、滅失若しくは毀損、損害を受けたときには、実状を調

 査の上、次の区分により見舞金を支給する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  区 分 | 全焼、全壊全流失 | 半焼、半壊半流失 | 床上浸水等状況に応じて |  |
|  | 世帯主で | 自己所有 |  1,000,000 |  30,000 |  20,000 |  |
|  | 扶養家族 | 借家等 |  500,000 |  10,000 |  5,000 |  |
|  | のある者 | 間借等 |  10,000 |  4,000 |  2,000 |  |
|  | 世帯主で | 自己所有 |  20,000 |  10,000 |  5,000 |  |
|  | ない者及 | 借家等 |  10,000 |  6,000 |  3,000 |  |
|  | び独身者 | 間借等 |  5,000 |  4,000 |  2,000 |  |

第１５条　　（その他の慶弔見舞金）

　　　　　前各条に定めのないものでも、状況により支給の必要のあるときは、その都度原

 則取締役にて決定するものとし、緊急の決裁が必要な場合には代表取締役が決定し

 これを行う。また遅滞なく取締役会に報告する義務を負う。

付　　　則

この規程は 平成　　年　　月 　日より施行する。